今しかできない!今のうちにどうしてもやっておきたい! H29司法書士試験 田端と一緒に自己分析

これからやるべきこと

① 照らし合わせ、思考再現からの間違えた原因・得点できた原因の分析

「何で間違えたのか?」を徹底的に考えなければ来年への対策のしようがない

照らし合わせ (テキストに掲載があるか?持っている過去問集にあるかの確認) によって、お持ちのテキスト・過去問では基準点以上の点数が獲れないとわかった →来年受験する場合教材・講座の見直しが必要

教材のせいではない場合,テキスト・過去問で正解できたはずの問題を間違えたなら,本試験の時どのような思考でマークしたのかを問題冊子を見て思い出す

知識はあったのに問題文の事例を正しく判断できなくて間違えた →本試験に近い環境での問題演習(答練,模試)に時間の負荷をかけて鍛える

解説を読んでもわからない, 覚えていない (知識がそもそも頭に入っていなかった) →日ごろの勉強方法に問題はないか?考える

- ・過去間演習した後テキストに戻って理由まで復習しているか?(過去間が解けることと過去問レベルの問題が解けることは別モノ,理由がわかっていなければ同じ 論点が出ても解けない)
- ・テキストに載っている過去問未出題の論点を読まずにとばしてしまっていないか?
- ・勉強時間はもっと増やせないか?

② 勉強の方向性をふまえた学習計画の決定 → 実行

- 知識が定着しない場合、毎日数科目を並行して同時に進めていく
- ・本試験で時間が足りない場合、時間に負荷をかけたトレーニングをする etc.

午前の部択一

出題形式

	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年
組み合わせ	30	28	32	29	30
単純正誤	4	5	1	1	2
個数	1	2	2	5	3

科目別ランク

	Α	В	С
憲法	0問	1問	2問
民法	16問	3問	1問
刑法	2問	1 問	0問
会社法	4問	4問	1 問
合計	2 2 問	9問	4問

※ランクは午前・午後ともに出題実績と正答率から作成

A=正解するべき問題

B=頑張って正解したい問題

C=正解しなくて良い問題(得点できていなくても気にしない)

午後の部択一

出題形式

	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年
組み合わせ	34	33	29	27	28
単純正誤	1	1	3	1	5
個数	0	1	3	7	2

科目別ランク

	Α	В	С
民訴・民執・民保	5問	2問	0問
司法書士法	1問	0問	0問
供託法	2問	1問	0問
不動産登記法	8問	6問	2問
商業登記法	6 問	1問	1問
合計	23問	9問	3問

記述 理想の時間配分と今年の問題

択一: $60 \sim 70$ 分, 不登 60分, 商登 $40 \sim 50$ 分+マークなどの見直し →問題内容・分量的に時間切れになった方は少ないと思われる

択一の時間がかかりすぎる方→日ごろの問題演習から一肢あたり20~24秒で解くようにする(全肢検討の場合)

記述に時間がかかりすぎる→連想しながら問題を読む、答案構成の方法を確立する

不動産登記法記述

- 1 問題を読みながら連想できたこと
 - ・P42 別紙1登記記録 代位で登記が入っている→登記識別情報がない(財務省にうろたえないこと) すでに相続登記が入っている→更正登記や移転登記が要るかも?

【記述のルール】 連想パターン3①

登記記録にすでに相続による移転や変更の登記が入っていたら?

→後から遺言書が見つかる、相続放棄がある、法定相続分と異なる遺産分割協議が成立した・・・などの理由で、更正登記や移転登記を入れるかも?

- ・P36 事実関係 6 甲野一郎の住所移転→住所変更 o r 更正の判断がいるとわかる
- ・P37 事実関係 10 「権利の移転の登記の方法によらずに・・・」→持分移転をしないということは、 更正しかない

2 どこまで書けたらよかった?

- ・1欄 (1)(2)住所変更→更正 ◎ (3)登記原因証明情報の中身 ×
- ・2 欄 (1)相続による変更 ◎ (2)(3)住所移転による変更→債務引受による変更 △
- ・3欄 (1)(2)賃借権設定→賃借権の優先する同意 ◎

3 これからの対策法

- ・時間が60分以上かかった→時間に負荷をかけたトレーニング 問題のボリュームにもよるが、論点が少なめの問題であれば15分検討→15分復 習、本試験並みのボリュームの問題(答練・模試)であれば不登記述は50分の制 限をかけて解く
- ・1 欄の住所変更をとばした, 更正をせずに持分移転などをした→現場対応力を鍛えるために答練を受講する
- ・3 欄賃借権設定→同意の登記が書けなかった→択一の知識不足,登記事項は何か? 同意の登記の申請人は誰か?などを,賃借権設定は他の用益権と比較・同意の登記 は順位変更や根抵当権の優先の定めと比較しながら勉強する

商業登記法記述

1 問題を読みながら連想できたこと

・P52 別紙 1 登記記録の抜粋 支配人がいる→本店 o r 支店移転と支配人を置いた営業所移転のセット

【記述のルール】 連想パターン1①

支店と支配人の登記がある

- → a 支店移転&支配人を置いた営業所移転のセット
- → b 支店廃止&支配人を置いた営業所廃止のセット

存続期間の定めがある→存続期間の満了による解散がある?

【記述のルール】 連想パターン1④

存続期間の定めがある

- → a 解散して清算手続きに入る
- →解散したら?

(1)清算の目的の範囲内で権利能力を有することになるので、決議があっても効力発生しないものもあるかも?

(2)株主総会・監査役は存続する。他の機関は権限を失うが、登記官が職権で抹消するため、登記申請は不要。

2 どこまで書けたらよかった?

・1欄 本店移転○(支店と同じ住所だが、ダメな理由が明確になければ書く) 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更 ◎ 取締役、代表取締役及び監査役の変更 △(公開化に気づくのが少し難しい、 重任してしまう) 支配人を置いた営業所移転 ◎

【記述のルール】 連想パターン6

いつの間にか役員の任期が満了(退任)しているパターン

- ①非公開会社から公開会社への移行
- ・2欄 取締役の変更 ◎
 解散 ◎
 清算人及び代表清算人の就任 ◎
 支店の廃止 ◎
- ・3欄 支配人の辞任 ◎

3 これからの対策法

- ・連想ができない→日ごろの択一の勉強でも「記述でこの論点が出たらどうなるかな?」と考えながら読む
- 解散に気づかなかった→問題文の把握ができていない、答案構成の方法を確立する
- ・支配人の辞任を登記をしてしまった→解散に限らず、「今この会社の登記記録はど うなってるかな?」ということをイメージしながら問題を処理することが大切なので、 問題演習でイメージするクセをつける
- ・時間が足りなかった→商業登記法記述自体に時間がかかった場合は解き方の見直しをする,そうでない場合は択一・不動産登記法記述の時間配分に問題があるので,ドコを短縮できるか考える

田端恵子

著書	『司法書士一発合格法』(すばる舎) 9月上旬刊行予定		
ブログ	「高卒で元ギャルの私が司法書士試験に一発合格した勉強法」		
707	http://ameblo.jp/1patsu5kaku		
Twitter	田端恵子(司法書士/講師) @tabata_keiko		
	https://twitter.com/tabata_keiko		
担当講座	Coming Soon!		